

岩手県後期高齢者医療広域連合予算要領の公表について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第 292条において準用する同法第 219条第 2 項の規定に
より、次の予算の要領を別添のとおり公表します。

令和 8 年 2 月 18 日

岩手県後期高齢者医療広域連合長 内 舘



- 1 令和 8 年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 2 令和 8 年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算